

IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜

第1 募 集

1 応募資格

次の(1)のア、イ又はウの志願資格を有する者で、かつ、(2)の志願要件に該当する者

(1) 志願資格

ア 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者又は平成30年3月卒業見込みの者

イ 中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者又は平成30年3月修了見込みの者

ウ 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第95条各号のいずれか一つに該当する者（別記6，83ページ参照）

(2) 志願要件

保護者が中国等引揚者で、保護者とともに引き揚げ、千葉県内に居住しているか又は居住予定のある者のうち、帰国して3年以内の者

この場合、「帰国して3年以内」とは、原則として、帰国した日から平成30年2月1日（木）までに3年が経過していない場合をいう。

なお、中国等引揚者とは、昭和20年9月2日以前から引き続き中国等に居住していた者等でその後永住の目的をもって帰国した者をいう。

2 中国等帰国生徒の特別入学者選抜を実施する課程、学科及び入学許可候補者の予定人員

(1) 実施する課程及び学科

全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科

(2) 入学許可候補者の予定人員

若干名（「I 前期選抜」及び「IX 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第1期入学者選抜」の予定人員の一部とする。）

第2 出 願

1 総 則

「I 前期選抜」の「第2 出願」の1に定めるところによる。この場合における読替え等は、次のとおりとする。

(1) 1の(3)は、「規則、当該市立高等学校の通学区域を定めた規則等に反しない限り、同一高等学校の同一課程における異なる学科については、第2希望を申し出ることができる。また、三部制の定時制の課程における異なる部（午前部、午後部、夜間部）については、第2希望、第3希望を申し出ることができる。」と読み替える。

(2) 1の(4)の隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による志願は、適用しない。また、1の(5)の「上記(4)に定める者のほか、」を削る。

2 出願書類等

書 類 等	摘 要
(1) 入学願書・収入証紙貼付票・受検票・入学願書等受理証	所定の用紙（別紙2）に所要事項を記入すること。 入学検査料については、収入証紙貼付票に、「I 前期選抜」の「第2 出願」の2の入学検査料一覧表のとおり収入証紙を貼付すること。 写真貼付欄に、写真2枚（縦4cm×横3cm、正面上半身脱帽、平成29年12月1日以降に撮影したもの。カラー・白黒いずれも可）を貼付すること。
(2) 中国等帰国生徒特別措置適用申請書	所定の様式（様式9）で作成すること。
(3) 調査書	所定の様式（様式1）で作成すること。 なお、中学校卒業後、5年を経過した者については、調査書に代えて卒業証明書を提出すること。
(4) 選抜結果通知用封筒	82円切手（料金改定があったときは、改定後の料金の切手）を貼った定形（長形3号）の封筒に志願者の住所、氏名及び郵便番号を表記すること。

書類等	摘要
(5) 自己申告書	「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明しようとする者は、所定の様式（様式4）で作成すること。また、原則として志願者本人が記入し、封をすること。 なお、「欠席が多い」とは、年間の欠席日数が30日以上の場合とする。
(6) 千葉県県立高等学校入学志願証明書	「Ⅰ 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、当該高等学校を志願することのやむを得ない事情を証する在籍（出身）中学校長等の証明書（様式15）を提出すること。
(7) 誓約書	「Ⅰ 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者は、入学後当該学区内から通学させる旨を証する保護者の誓約書（様式16）を提出すること。
(8) 必要に応じて提出する書類	「Ⅰ 前期選抜」の「第2 出願」の1の(6)に該当する者のうち、特にやむを得ない事情のある者は、事情説明書、身元引受人承諾書等の千葉県公立高等学校入学者選抜実施要項に定める書類及びその他当該高等学校の校長が必要と認める書類を提出すること。事情説明書及び身元引受人承諾書の様式は、別に定める。
(9) 学習成績分布表及び個人成績一覧表	在籍中学校の校長は、所定の様式（様式2の(1)及び(2)）で作成した学習成績分布表及び個人成績一覧表を志願する高等学校の校長に提出又は送付すること。 なお、千葉県内の公立中学校及び埼玉県又は茨城県の本県隣接学区内の公立中学校に現に在籍する者のみ提出を必要とする。

注 1 学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者（別記6、83ページ参照）が出願する場合は、別記7（84～85ページ参照）に示す書類等を提出する。

2 市立高等学校にあっては、(6)、(7)及び(8)について、当該市教育委員会の定めるところによる。

3 出願手続

(1) 志願者は、出願書類等を在籍（出身）中学校の校長を経由して、志願する高等学校の校長に提出しなければならない。

なお、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する場合は、志願者本人（又は保護者等）が直接、志願する高等学校の校長に提出する。

(2) 出願書類等の提出期間及び受付時間

「Ⅰ 前期選抜」の「第2 出願」の3の(2)に定めるところによる。

第3 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等

「Ⅱ 海外帰国生徒の特別入学者選抜」の「第3 調査書並びに学習成績分布表及び個人成績一覧表等」に定めるところによる。

第4 受検票等の交付

「Ⅰ 前期選抜」の「第4 受検票等の交付」に定めるところによる。

第5 検 査

1 検査期日

平成30年2月14日（水）

2 検査場所

志願した高等学校

3 検査の内容

面接及び作文

4 検査時間割

8:45	集合
8:45～8:55	受付・点呼
8:55～9:10	注意事項伝達
9:25～	検査

注 検査の時間等については、各高等学校が別に定める。

5 受検者心得

「Ⅲ 外国人の特別入学者選抜」の「第5 検査」の5に定めるところによる。

第6 選 抜 方 法

1 中学校の校長から送付された調査書、中国等帰国生徒特別措置適用申請書等の書類の審査並びに面接及び作文の結果を資料とし、志願者の特別な事情を考慮して、総合的に判定して入学者の選抜を行うものとする。

なお、調査書の評定については、「I 前期選抜」の「第6 選抜方法」の2に定める算式1で算出した数値を選抜の資料とする。また、算式1により難い者については、総合的に判定する。

2 「欠席が多い理由」又は「障害があることによって生ずる事柄等」について説明するために、志願者から自己申告書が提出された場合は、これを選抜のための資料に加えることができる。ただし、提出されたことにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

3 高等学校の校長は、必要のある場合には、出願書類等（自己申告書を除く。）の内容について、中学校の校長に照会することができる。

第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約

「I 前期選抜」の「第7 選抜結果の発表、通知及び入学の確約」に定めるところによる。

第8 入学許可候補者の発表

「I 前期選抜」の「第8 入学許可候補者の発表」に定めるところによる。

第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い

「I 前期選抜」の「第9 入学許可候補者に内定しなかった者の取扱い」に定めるところによる。

第10 そ の 他

1 志願を取り消す者及び入学を辞退する者が出た場合には、中学校の校長等は、速やかに文書（様式6の(1)又は(2)）により当該受検者の志願した高等学校の校長に連絡しなければならない。

なお、志願を取り消そうとする者が、平成30年2月19日（月）正午までに志願取消の手続をせず、入学許可候補者に内定した者として発表された場合は、「VII 後期選抜」、「IX 地域連携アクティブスクールの入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」及び「XI 通信制の課程の入学者選抜」の「第2 二期入学者選抜」を志願できない。

2 障害があるため通常の方法では受検が困難であると認められる生徒に対する措置については、別記10（87ページ参照）によることとする。

また、障害のある生徒の入学者選抜に当たっては、障害があることにより、不利益な取扱いをすることのないよう十分に留意する。

3 この要項に定めるもののほか、「IV 中国等帰国生徒の特別入学者選抜」に必要な事項及び特別な事態が生じた場合の措置は、県教育長がこれを定める。ただし、市立高等学校にあっては、当該市教育委員会が定めるところによる。